

農林水産省特定事業主行動計画

少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象の把握と急速な少子化の進行
その流れを変えるため、もう一段の対策をすることが必要
その対策として成立した「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官が連名で職員のための特定事業主行動計画を策定

行動計画の概要

平成17年度から5年間を計画期間とし(3年目に見直しを行う)、平成21年度の達成目標()を記載

子育てがしやすい勤務環境の実現に向けて

仕事と育児の両立を支援する制度のパンフレットの配布
妊娠中及び出産後における配慮(業務分担の見直し、代替要員の確保等)

育児休業及び部分休業を取得しやすい環境づくり

育児休業の取得率を男性5%、女性95%に

男性職員による積極的な制度の活用

父親の特別休暇の取得率を100%に

超過勤務の縮減

休暇の取得の促進等

年次休暇の平均取得日数を16日(80%以上)に

子どもの病気の場合には100%休暇を取得できる職

場環境に

人事異動・宿舍の貸与についての配慮 等

その他(食育の推進、子どもたちへの学習機会の提供、都市・農山漁村の交流活動、地域貢献活動等)